

秋の叙勲

市内では次の方々が受章されました。

瑞宝中綬章

鈴木春男さん(79歳)



千葉大学名誉教授
(教育研究功労)

旭日双光章

齊藤靖夫さん(86歳)



元清瀬市選挙管理
委員会委員長
(選挙管理事務功労)

危険業務従事者叙勲・
瑞宝単光章

笹本攻さん(71歳)



元警視庁警視
(警察功労)

山本博さん(71歳)



元警視庁警部補
(警察功労)

おめでとございます。

住民基本台帳カードを利用して
e・Taxを行う方へ

住民基本台帳カード(以下
住基カード)に格納された電
子証明書の有効期間をご確
認ください。e・Taxの利用
までに有効期間が満了する場
合、税・社会保障番号制度の
導入に伴い、住基カードの電
子証明書の更新は終了してい
るため、マイナンバーカード
の交付申請が必要です。

マイナンバーカードの取得
には申請から1か月程度かか
ります。お早めに手続きを行
ってください。

◆マイナンバーカードの申請
方法

①交付時来庁方式Ⅱ郵送・W
EBなどで申請者が直接地方
公共団体情報システム機構
(以下、J・LIS)に申請し、
カードが出来上がり次第、市

年末年始ごみ・資源物収集日程

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
12月		可燃ごみ 落ち葉 せん定枝	古紙・古布 (西地区) びん・かん (火曜地区)	容器包装プ ラスチック びん・かん (水曜地区)	可燃ごみ びん・かん (木曜地区)	不燃ごみ(東地区) 古紙・古布(東地区) びん・かん(金曜地区)
	24	25	26	27	28	29
	31	可燃ごみ 落ち葉 せん定枝	古紙・古布 (西地区) びん・かん (火曜地区)	容器包装プ ラスチック びん・かん (水曜地区)	可燃ごみ びん・かん (木曜地区)	不燃ごみ(西地区) 古紙・古布(東地区) びん・かん(金曜地区) ※いずれも臨時収集

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
平成30年1月				可燃ごみ	不燃ごみ(西地区) 古紙・古布(東地区) びん・かん(金曜地区)	

◆12月29日(金)・30日(土)は臨時収集を行います。
◆せん定枝・落ち葉は、12月25日(月)が年内最終収集日です。(落ち葉はボランティア袋に入れ)それぞれペットボトル置場の横にお出しくください。
◆粗大ごみの年内収集の受け付けは、12月20日(木)までです。12月21日(金)からの受け付けは、平成30年1月4日(木)以降の収集になります。
◆粗大ごみのごみ減量推進課への年内持ち込みは、12月28日(木)午前中までです。年始の持ち込みは平成30年1月4日(木)からです。
◆1月の不燃ごみ収集日は、第1・3金曜日(5日・19日)が西地区、第2・4金曜日(12日・26日)が東地区です。
※西地区＝元町、中里一・二丁目、野塩、松山、竹丘、梅園。
東地区＝上清戸、中清戸、下清戸、下宿、旭が丘、中里三～六丁目。
※びん・かん収集地区＝火曜日地区(下宿・旭が丘・中里四～六丁目)、水曜日地区(元町一丁目・上清戸・中清戸・下清戸・中里五丁目の一部)、木曜日地区(元町二丁目・中里一～三丁目・野塩・梅園)、金曜日地区(松山・竹丘)

ボランティア袋を無料配布

市では、落ち葉を入れるボラン
ティア袋を申請により無料配布して
います。12月中旬に限り、毎週月曜日に
ペットボトル置き場の横に出してく
ださい(個人宅の落ち葉も可。吸い
殻などは除いてください)。
申請・配布場所 ごみ減量推進課・
市民課・各地域市民センター・消費
生活センター

問合せ いずれもごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042・493・3750

ごみ分別アプリを公開

お住まいの地域の収集日
程やごみの出し方、新着情
報などが確認できます。



Android版
QRコード



iPhone版
QRコード

福祉関連の計画策定に関する市民説明会を開催します

市では平成29年度に①第4次清
瀬市地域福祉計画、②清瀬市障害
者計画・第5期障害福祉計画・第
1期障害児福祉計画、③清瀬市高
齢者保健福祉計画・第7期介護保
険事業計画を策定します。
これらの計画策定にあたり、計
画案の内容について、パブリック
コメントの実施に合わせて、より
多くの市民の皆さんからご意見を

いただくため、市民説明会を行
います。
日時 12月23日(土)①午後1時～、
②午後2時～、③午後3時～
場所 健康センター
問合せ ①地域包括ケア推進課福
祉総務係 ☎042・497・2056②障害
福祉課障害福祉係 ☎042・497・
2073③高齢支援課管理係 ☎042・
497・2079

「生け垣助成制度」をご活用ください

生け垣を新たに造成する市
内の住宅または事業所を対象
として、造成費の一部を補助
しています(既存の塀を撤去
して、新たに生け垣に改造す
る場合も含む)。助成金の交
付を受けた方は、5年以上生
け垣の保護と育成に努め、適
正な管理を行っていただきま
す。

対象となる生け垣 ①樹木の
高さがおおむね80センチ以上
②生け垣の総延長が3メートル以上
③一般の交通の用に供する幅員
4メートル以上の道路に面している
④生け垣をフェンスなどと併
設する場合は、樹木がフェン
スよりも道路側に植栽されて
おり、樹木の高さがフェンス
より高くなっていること⑤樹
木は葉が触れ合う程度に植え
ること⑥申請は、施工前にす



問合せ 水と緑の環境課緑と
公園係 ☎042・497・2098

太陽光発電システムなどの設置に
補助金を支給します

市では、住宅用新エネルギー
1・省エネルギー機器の設置
費用の一部を助成しています。
対象 次のすべての条件を満
たす方。①市内に住民登録し、
実際に居住している②住民税
の滞納がない、または非課税
の決定を受けている③市内の
住宅に新たに補助対象機器な
どを設置した者、または補助
対象機器などが設置された住
宅を購入し、居住している者
補助額 太陽光発電システム
Ⅱ1台あたり3万円(上限10
万円)、家庭用燃料電池(エ
ネファーム)Ⅱ5万円または
当該補助対象機器などの設置
に要した額のいずれか低い額
※両機器を設置した場合はそ
れぞれを合わせた金額。

平成29年度 申込み期間	
第2期	機器設置日
申込み期間	12月1日～ 平成30年2月2日
	7月1日～12月31日

※必要な書類など詳しくは市
ホームページまたは左記へ。
申込み・問合せ 補助対象機
器の設置日(太陽光発電シス
テムⅡ東京電力の「購入電力
量のお知らせ」に記載された
「お客様から購入を開始した
日」、家庭用燃料電池Ⅱ東京
ガスの「エネファーム安心フ
ルサポート証」に記載された
「設備お渡し日」に応じた申
込みの受付期間内(左表参照)
に必要な書類を添えて、直接水
と緑の環境課環境衛生係 ☎042
・497・2099へ(郵送不可)